○大和川右岸水防事務組合水防条例

制 定 昭 34. 1. 14 条例 3 最近改正 平 24. 12. 19 条例 8

第1条 この組合において、洪水、津波又は高潮を防御する河川(運河、海岸を含む。以下同じ。)及び堤防の延長は、次のとおりである。

(1) 本 川 筋

河 川 名	堤 防 区 間	堤防延長
大 和 川	右岸 柏原市国豊橋上流 200mの地点 から海口に至る間	20, 200m

(2) 防 潮 筋

河 川 名	堤 防 区 間	堤防延長
木 津 川	左岸 浪速区・西成区境界から海口に 至る間	6, 988m
敷津運河	東岸 木津川から住吉川に至る間 西岸 木津川から住吉川に至る間	946m 944m
臨港地区	大和川海口から北へ住吉川海口を経て 木津川海口に至る間	1, 472 m
住 吉 川	右岸 十三間川から海口に至る間 左岸 十三間川から海口に至る間	3, 254m 3, 330m
計	4 河 川	16, 934m

第2条 この組合の洪水、津波又は高潮防御区域を次のとおりに分ける。

(1) 本 川 筋

名 称	防 御 区 間	堤防延長
柏原水防区	国豊橋上流 200mの地点から柏原市・ 藤井寺市境界に至る間	2, 700 m
藤井寺水防区	柏原市・藤井寺市境界から藤井寺市・ 八尾市境界に至る間	1, 250 m
八尾水防区	藤井寺市・八尾市境界から八尾市・ 大阪市境界に至る間	2,800m
長吉水防区	八尾市・大阪市境界から平野区長吉長 原西4丁目・同区瓜破東8丁目境界に 至る間	1, 200 m
瓜 破 水 防 区	平野区長吉長原西4丁目・同区瓜破東 8丁目境界から大阪市・松原市境界に 至る間	2, 100m
矢 田 水 防 区	大阪市・松原市境界から東住吉区・ 住吉区境界に至る間	2,000m
住吉第一水防区	東住吉区・住吉区境界から住吉区山之 内5丁目・同区遠里小野3丁目境界に 至る間	2,900m
住吉第二水防区	住吉区山之内5丁目・同区遠里小野3 丁目境界から住吉区・住之江区境界に 至る間	1, 150m
安立水防区	住吉区・住之江区境界から国道 26 号線 に至る間	700m

名 称	防 御 区 間	堤防延長
住之江水防区	国道 26 号線(大和川大橋を含む。)から住之江区新北島8丁目・同区平林南2丁目境界に至る間	2, 250m
平林水防区	住之江区新北島8丁目・同区平林南2 丁目境界から海口に至る間	1, 150m
計	11 水 防 区	20, 200m

(2) 防 潮 筋

名称	防 御 区 間	堤防延長
北津守防潮区	木津川左岸 浪速区・西成区境界から 西成区北津守4丁目・同区津守1丁目 境界に至る間	1, 043 m
津守防潮区	木津川左岸 西成区北津守4丁目・同 区津守1丁目境界から同区津守3丁 目・同区南津守2丁目境界に至る間	1, 392m
南津守防潮区	木津川左岸 西成区津守3丁目・同区 南津守2丁目境界から西成区・住之江 区境界に至る間	1, 156m
加賀屋防潮区	木津川左岸 西成区・住之江区境界から敷津運河合流点に至る間(1,820m) 敷津運河東岸 木津川合流点から住之 江区柴谷1丁目・同区柴谷2丁目境界 に至る間(490m)	2, 310m

名称	防 御 区 間	堤防延長
住吉川防潮区	住吉川右岸 十三間川から敷津運河 合流点に至る間 (1,983m) 敷津運河東 岸 住之江区柴谷1丁目・同区柴谷2 丁目境界から住吉川合流点に至る間 (456m)	2, 439 m
敷津浦防潮区	住吉川左岸 十三間川から敷津運河合 流点に至る間	1, 969 m
平林防潮区	木津川左岸 敷津運河合流点から海口に至る間(1,577m) 敷津運河西岸全域(944m) 臨海地区 大和川海口から北へ住吉川海口を経て木津川海口に至る間(1,472m) 住吉川 敷津運河合流点から海口に至る左右両岸(左岸1,361m、右岸1,271m)	6, 625 m
計	7 防潮区	16, 934m

- 第3条 水防法第5条の規定により、この組合に水防団を設ける。
- 2 水防団は、水防に関しては管理者の所轄の下に行動する。
- 3 水防団は、水防団長及び水防団員を以って組織し、各水防区に水防分団を設ける。
- 4 水防団に団長の外、副団長を置き、水防分団には分団長、副分団長、 分団部長、分団班長を置く。
- 第4条 団長及び団員は、管理者がこれを任免する。
- 2 前項の団員の任用基準については、管理者が定める。

- 第5条 団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長の任期は、各4年 とする。但し、再任を妨げない。
- 2 団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長は、任期満了後でも後 任者が就任するまで在任する。
- 3 補欠により任命された団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団 長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 新に任命された団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長の任期は、現任者の任期に従うものとする。
- 第6条 団長は、組合区域内の水防事務を掌理し、水防につき団員を指揮 監督する。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長が事故のため職務に従事することができないときは、これを代理する。
- 3 分団長は、団長の命を受けて分団の事務を分担し、水防につき所属団 員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長が事故のため職務に従事することができないときは、これを代理する。
- 5 分団部長及び班長は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、班の連 絡及び班員の指揮監督に当る。
- 第7条 水防団の定員は、次のとおりである。

(1) 水防団本部

団 長	副団長	部 長	部員	計
1 3		3	9	16

(2) 水防分団

① 本川筋

水防区名	分団長	副分団長	部長	班長	班員	計
柏原水防区	1	1	6	12	118	138
藤井寺水防区	1	1	3	5	55	65
八尾水防区	1	1	4	11	113	130
長吉水防区	1	1	4	7	70	83
瓜破水防区	1	1	4	9	90	105
矢 田 水 防 区	1	1	4	9	90	105
住吉第一水防区	1	1	6	12	118	138
住吉第二水防区	1	1	3	5	50	60
安立水防区	1	1	2	4	42	50
住之江水防区	1	2	8	16	86	113
平林水防区	_	_	2	4	28	34
計	10	11	46	94	860	1,021

② 防潮筋

防潮区名	分団長	副分団長	部長	班長	班員	計
北津守防潮区	1	1	3	6	35	46
津守防潮区	1	1	4	7	46	59
南津守防潮区	1	1	3	6	39	50
加賀屋防潮区	1	1	5	11	72	90
住吉川防潮区	1	1	6	13	76	97
敷津浦防潮区	1	1	5	10	57	74
平林防潮区	1	2	5	11	96	115
計	7	8	31	64	421	531

- 第8条 団長、副団長ともに事故のため職務に従事することができないと きは、管理者において臨時代理者を定める。
- 2 分団長、副分団長ともに事故のため職務に従事することができないと きは、団長において所属部長のうちから臨時代理者を定め管理者に報告 しなければならない。
- 3 分団の部長、班長が事故のため職務に従事することができないときは、 分団長において所属団員のうちから臨時代理者を定める。
- 第9条 団長及び団員が出務するときは、所定の服装及び標識をつけなければならない。
- 第10条 消防機関と水防団とは、相互緊密な連絡協調の下に水防に従事しなければならない。
- 2 洪水、津波又は高潮に際し消防機関又は水防団において応援のため出動したときは、応援者は、応援を求めた者の所轄の下に行動しなければならない。
- 第11条 洪水、津波又は高潮の防御区域内の必要な箇所に量水標を設置する。
- 2 量水標は、鮮明な目盛りで標示し水防団待機水位(通報水位)を青線、 はん濫注意水位(警戒水位)を赤線で標示する。
- 第12条 この組合は、洪水、津波又は高潮の防御に要する器具及び資材を 蔵置するため水防倉庫を、団員及び消防機関出務の際の詰所として水防 屯所を適当の場所に設置する。
- 2 水防倉庫に蔵置すべき器具、資材の種類及び、数量はこの組合の水防 協議会において作成する水防計画(以下「水防計画」という。)に基づ いて整備するものとする。
- 第13条 この組合は、洪水、津波又は高潮の防御に際し情報の交換、指令の伝達その他各種の通信連絡を図るため、この組合事務所、各分団本部、水防屯所、その他必要な箇所に超短波無線電話機を設置する。
- 第14条 この組合は、水防団長及び団員に対し、別に定めるところにより帽子、作業服、雨具等を調製してこれを貸与する。
- 第15条 洪水、津波又は高潮防御に関する本組合の水防団並びに水防分団

の組織、編成、監視、通信、連絡、輸送、出務は水防計画の定めるところによらなければならない。

- 第16条 洪水、津波又は高潮防御に際して、水防団員、消防機関その他水 防に従事した者のうち他の模範とするに足る者があるときは、各所属長 よりその成績調書を作成して管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の調書を審査し適当と認める場合においては、表彰を 行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 水防団長及び水防団員は、前大和川右岸水害予防組合の水防団長及び水防団員を引継ぎ管理者よりあらためて任命を行うものとする。但し、 水防団長等任期の定める団員の任期の計算は、昭和33年1月1日から 起算するものとする。

附 則(昭35.6.23 条例9)

1 この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭37.3.2 条例1)

1 この改正条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭38.12.18 条例7)

1 この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 40. 3.23 条例 1)

1 この改正条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭42.3.23 条例3)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第2号に ついては、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭 44. 3.27 条例 1)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭 46. 3.25 条例 1)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭 49.12.27 条例 7)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭52.3.29 条例4)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭57.6.25 条例6)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 21. 3.27 条例 1)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 21.12.18 条例 5)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平23.3.25 条例1)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平 24.12.19 条例 8)

この条例は、公布の日から施行する。